

日建連発第 275 号
令和 5 年 3 月 15 日

一般社団法人 日本建設業連合会
会長 宮本 洋一殿

公益社団法人 日本建築士会連合会
会長 近角 眞一



建築士登録対象実務 例示コード表の改訂に伴う貴会所属会員に対する
改訂趣旨等の周知依頼について

本会の実施業務につきましては、平素よりご協力を賜り御礼申し上げます。
本会は、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 10 条の 4 に規定する中央指定登録機関の指定を国土交通省から受けて一級建築士の登録事務を行っています。

貴会より国土交通省に建築士登録対象実務の見直し要望があった内容（①従来は施工現場での実施のみ建築士登録対象実務として認められていた施工管理業務について、内勤が施工現場と協業して実施する場合も建築士登録対象実務として取扱、②従来は施工段階からの実施を前提に建築士登録対象実務として認められていた施工図等の作成業務について、フロントローディング化に伴う設計段階からの実施時期前倒し、③技術開発部門における設計部門・施工管理部門を支援する各種技術開発業務を建築士登録対象実務に追加）について、建築士免許登録実務経験審査委員会（事務局：本会）において具体的な取扱について検討する様、国土交通省より本会に指示がありました。

建築士免許登録実務経験審査委員会において審議を重ねた結果、上記①②については「建築士資格に係る実務経験の対象実務の例示コード表（内勤施工管理等追加分）」（別紙 1）に示す様な改訂を 3 月 15 日より行っています。また、上記③についても改訂予定となっています。

上記①②については、貴会よりの要望を反映した内容にはなっていますが、特に①については施工現場と密接に連携している事等が前提となっています。この為、本会ホームページにて公開している「内勤と現場において協業・分業する施工管理業務に関する記載内容」においても詳細な記載を登録申請者に求めている所です。

貴会会員の各建設会社に所属する該当登録申請者に対して、例示コード表の改訂趣旨を理解していただく事が該当登録申請者の便益となり、また本会においても円滑な登録事務に繋がると考えられますので、「今回の改訂における留意事項」（別紙 2）及び「内勤と現場において協業・分業する施工管理業務に関する記載例（ポイント付）」（別紙 3）を貴会会員の各建設会社に周知頂く様、お願いいたします。

照会先：建築士登録部 日高、宇土
TEL:03-6436-1401

建築士資格に係る実務経験の対象実務の例示コード表（内勤施工管理等追加分）
（令和2年3月1日以降の実務）

【令和4年3月15日時点】

<対象実務の考え方>
 設計図書・施工図等の図書と密接に関わりをもちつつ、建築物全体を取りまとめる、建築関係法規の整合を確認する又は建築物を調査・評価するような業務

対 象 実 務 の 例 示	コ ー ド
① 建築物の設計に関する実務	
* 建築物の設計に関する業務 （確認申請に用いる図面の作成、住宅性能評価に係る図書の作成及び長期優良住宅に係る図書の作成を含み、単なる書類の作成及び申請手続きを除く。） （建築士事務所で行われる技術的な中立性を保ちつつ発注者の側に立つて行う、基本設計・実施設計図書の確認・指示・助言等を含む。）	1 C - 0 1
* 基本計画策定に係る業務のうち、建築士事務所で行われる建築物の設計に関する図書の作成に係る業務 （建築士事務所から外注された先での業務も含む。図書を作成するために必要となる直接的な業務を含む。対象建築物の完成は問わない。） （建築士事務所で行われる技術的な中立性を保ちつつ発注者の側に立つて行う、基本計画策定段階における確認・指示・助言等を含む。） ・ 設計と条件の整理 ・ 事業計画検討 など	1 C - 0 2
* 建築士事務所で行われる標準的な設計を行う業務（建築士事務所から外注された先での業務も含む。単なるトレースである業務は除く。） ・ 事務所内部で使用する標準仕様の作成 ・ 構造計算プログラムの開発（単なるプログラミングを除く。） ・ BIM 部品の作成 など	1 C - 0 3
* 建築物の特定の部分・機能に係る設計（設備機器単体の設計を除く。） ・ 空調・換気設備、給排水衛生設備、電気設備 ・ 防災設備全体 ・ 昇降機全体 など	1 C - 0 4
* 収納壁、システムキッチン、家具、畳に類する設計	×
* 型式適合認定等を取得するための設計図書・仕様作成業務 ・ 型式適合認定のうち、建築基準法施行令第 136 条の 2 の 11 第一号に適合する型式の認定を取得するための設計図書・仕様作成業務 ・ 住宅型式性能認定のうち住宅の型式について認定を取得するための設計図書・仕様作成業務	1 C - 0 6
* 建築積算関連業務（単なる計算業務を除く。） （建築士事務所で行われる技術的な中立性を保ちつつ発注者の側に立つて行う、積算関連図書の確認・指示・助言等を含む。）	1 C - 0 7
* 設計段階及び施工段階における建築物の詳細図、施工計画図書等の作成（オペレーターを除く。これと同等なプレカット図作成（構造・構法・設備等の検討を行った上で作成を行っている場合に限る。）、鉄骨又はプレキャストコンクリートの柱・梁等の製作図作成（構造・設備等の検討を行った上で作成している場合に限る。）、カーテンウォール部材の製作図作成（要求性能をみだす検討を行った上で作成している場合に限る。）を含む。）	1 C - 0 8
* 解体工事の設計	1 C - 0 9
* プラント関係（建築物に係る業務に限り、工場設備に係る業務を除く。）の設計	1 C - 1 0
* 確認申請を伴う建築基準法施行令第 138 条第 1 項（建築物に付随しない単体の擁壁を除く）及び第 3 項の工作物の設計 ・ 煙突、鉄柱、広告塔、高架水槽、建築物に付随する擁壁 ・ 自動車車庫 など	1 C - 1 1
* 石油プラント等において、化学工学による知識等のみの知識で設計される装置部分の設計	×
* 建築基準法施行令第 138 条第 2 項の工作物の設計 ・ コースター等の高架の遊戯施設 ・ メリーゴーランドや観覧車等の回転運動をする遊戯施設 など	×

* 公園等の設計、遊戯器具の設計	×
* シャッター・ドア・サッシ等の標準的な製品製作図作成及び建築物への取付に係る詳細図の作成（防火シャッター等の防火区画との取り合いやおさめ方処理等、個別具体的な建築物に求められる性能等を検討して作成した場合は1 C - 0 4または1 C - 0 8で対象実務になる。）	×
* その他	1 C - 9 9
② 建築物の工事監理に関する実務 【工事監理者の立場の実務】	
* 建築物の工事監理に関する業務 （建築士事務所で行われる技術的な中立性を保ちつつ発注者の側に立つて行う、工事監理業務の確認・指示・助言等を含む。）	2 C - 0 1
* その他	2 C - 9 9
③ 建築工事の指導監督に関する実務	
* 建築士事務所で行われる建築工事の指導監督に関する業務（建築主の依頼により、②の工事監理者、⑤の工事施工者と異なる第三者的立場から建築工事の指導監督を行うものに限る、施工現場以外の本社等で行う業務は除く。）	3 C - 0 1
* 法令等に基づく法人による建築工事の指導監督に関する業務（単なる記録の作成に関するものを除く。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅性能表示制度における性能評価業務（検査業務を含む。） ・ 建築物エネルギー消費性能適合性判定業務 ・ 建築物のエネルギー消費性能に関する評価業務 ・ 独立行政法人住宅金融支援機構の適合証明業務 ・ 住宅瑕疵担保責任保険に係る現場検査業務 ・ 安心 R 住宅における「既存住宅売買瑕疵保険検査適合証」の発行に係る現場検査業務 ・ すまい給付金における「住宅瑕疵担保責任保険法人検査実施確認書」の発行に係る現場検査業務 ・ 長期優良住宅の技術的審査業務 ※上記以外の建築物の性能・仕様等を評価・確認する業務（設計図書や申請者等の図書に基づき性能・仕様等との整合を確認しているかについて個別に対象実務の可否を判断するため、業務名及び実施件数と併せて審査を実施する申請書類、審査する項目等の明示が必要）	3 C - 0 2
* 建築士事務所で行われる技術的な中立性を保ちつつ発注者の側に立つて行う、建築工事の段階における指導監督業務の確認・指示・助言等業務	3 C - 0 3
* コンクリート構造物の非破壊検査	×
* 自ら発注又は受注した工事の施工に係る業務	×
* その他	3 C - 9 9
④ 建築士事務所の業務として行う建築物に関する調査又は評価に関する実務	
* 建築士事務所の業務として行う建築物に関する調査又は評価に関する業務（建築士事務所から外注された先での業務も含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存建築物の調査・検査 ・ 調査結果を踏まえた劣化状況等の評価 ・ 建築基準法第 12 条第 1 項又は第 3 項に規定する定期調査・報告 など 	4 C - 0 1
* 建築物の耐震診断（建築物の耐震改修の促進に関する法律第 2 条第 1 項の規定する耐震診断をいう。）に関する業務	4 C - 0 2
* 既存建築物のコンクリート強度の検査・調査に関する業務	×
* その他	4 C - 9 9
⑤ 工事の施工の技術上の管理に関する実務 【工事施工者の立場の実務】	
* 建設業法別表第一に掲げる建築一式工事の施工管理 <ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として元請として<u>施工現場において</u>実施する施工の技術上の管理（施工管理業務は一つの工種を担当する業務を含む。また特定の工種でなく品質管理・工程管理・安全管理等を担当する業務を含む。） ・ 原則として元請として本社等において<u>施工現場と協業して</u>実施する施工の技術上の管理 例示としては、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 施工計画・工程管理・施工管理業務 ・ 品質管理業務 ・ 安全衛生管理業務 ・ 環境管理業務 ・ 施工技術指導・協力業務（技術研究所等が具体的な建築物において施工現場と協業する業務を含む） ・ 情報化施工技術活用（開発・推進）業務 ・ 発注・調達業務 ・ 原価管理業務 など 	5 C - 0 1
* 建設業法別表第一に掲げる大工工事の施工管理	

* 建設業法別表第一に掲げる次の専門工事（建築物に係るものに限る。）の施工管理（プレキャストコンクリートの柱・梁等の設置工事、鉄骨工事、カーテンウォール工事については、これと同等な製作工場における品質管理（製作図に基づき品質管理業務を実施している場合に限る。）を含む。）	
・ とび・土工・コンクリート工事（鉄骨組立工事、プレキャストコンクリートの柱・梁等の設置工事に限る。）	5 C - 0 2
・ タイル・れんが・ブロック工事	5 C - 0 3
・ 鋼構造物工事（鉄骨工事に限る。）	5 C - 0 4
・ 鉄筋工事	5 C - 0 5
・ 内装仕上工事 （建築物の改修に係るものであり、次のいずれかに該当するものに限る。 ・ 建築物の構造躯体まで露出させるもの ・ 仕上げ材の下地調整に関わるもの ・ 間仕切り、天井又は床の下地の工事を実施するもの）	5 C - 0 6
・ 建具工事（カーテンウォール工事に限る。）	5 C - 0 7
・ 解体工事（建築基準法第 6 条第 1 項第 4 号に規定する建築物以外のものに限る。）	5 C - 0 8
・ 左官工事、石工事、屋根工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、熱絶縁工事	×
・ 既存建築物において行った複数の専門工事（単独では対象外となっているもので工事範囲又は工事期間が重複している工事）における施工の技術上の管理（当該工事について建築一式工事に求められる工事間の調整等を行った場合に限る。個別に対象実務の可否を判断する。）	5 C - 0 9
* 建築基準法第 2 条第 3 号に規定する建築設備の設置工事の施工管理	5 C - 1 0
* 基礎関係（地盤調査、各種地業）の施工管理	×
* 外構工事単体の施工管理	×
* 住宅入居者・テナント利用者退去時等に行なわれる損耗・経年劣化部位を現状復旧する仕上材のみの補修工事	×
* シャッター・ドア・サッシ等の標準的な製品取付のみの工事（建築一式工事として登録を行ったものは 5 C - 0 1 で対象実務になる。）	×
* その他	5 C - 9 9
⑥ 建築基準法第 18 条の 3 第 1 項に規定する確認審査等に関する実務 【建築主事又は指定確認検査機関の立場の実務】	
* 建築基準法第 18 条の 3 第 1 項に規定する確認審査等に関する業務	6 C - 0 1
* その他	6 C - 9 9
⑦ 消防長又は消防署長が建築基準法第 93 条第 1 項の規定によって同意を求められた場合に行う審査に関する実務	
* 消防長又は消防署長が建築基準法第 93 条第 1 項の規定によって同意を求められた場合に行う審査に関する業務	7 C - 0 1
* その他	7 C - 9 9
⑧ 建築行政に関する実務	
* 建築行政（国の職員としての職務に係るものを除く。）	
・ 行政職員による建築基準法令及びその法令に基づく条例等に係る個々の建築物の審査・検査・指導・解釈・運用等に係る業務 ・ 建築関係規定に係る運用・解釈に係る相談及び指導 ・ 違反通報対応及び違反建築物に係る調査及び指導、監察業務 ・ 仮使用認定、仮設建築物の審査業務 など	8 C - 0 1
・ 法律に基づき行う認定・審査・判定を行う業務 ・ 長期優良住宅の認定 ・ 耐震改修促進計画の認定 ・ 建築物移動等円滑化誘導基準適合の認定 ・ 省エネルギー措置の届出審査 ・ 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定 など	8 C - 0 2
・ 建築物に係る技術的基準の策定業務（地方公共団体及び独立行政法人等の公的主体が策定するものに限る。） ・ 建築関係法令に基づく基準 ・ 独立行政法人住宅金融支援機構の技術的基準 ・ 条例による追加的な技術的基準（バリアフリーなど） ・ 地区計画（建築物の形態を規制するもの） など	8 C - 0 3
* その他	8 C - 9 9
⑨ 住宅行政に関する実務	
* 住宅行政（建築物に直接関係する業務に限る。国の職員としての職務に係るものを除く。） ・ 建築物の性能向上等を図る補助金の審査等の業務 ・ 特定空家等の調査 など	9 C - 0 1

*その他	9C-99
⑩都市計画行政に関する実務	
* 都市計画行政（具体的な建築物の整備等に係る業務に限る。国の職員としての職務に係るものを除く。都市計画コンサルタントに委託して行う業務を含む。） ・ 市街地再開発事業 ・ 土地区画整理事業（建築物の補償業務） ・ 特定街区、高度利用地区 など	10C-01
* 建築士事務所である都市計画コンサルタントが行う都市計画関連業務（具体的な建築物の整備等に係る業務に限る。行政から委託を受けた業務も対象となる。） ・ 市街地再開発事業 ・ 土地区画整理事業（建築物の補償業務） ・ 特定街区、高度利用地区 など	10C-02
*その他	10C-99
⑪建築教育に関する実務	
* 建築士試験に係る全科目を担当可能（所属長が該当性を証明）でありかつ設計製図を担当する建築教育の教員の業務	11C-01
*その他	11C-99
⑫建築物に係る研究開発に関する実務	
* 建築物に係る研究（査読を経て学会誌に掲載等されるなど、第三者による一定の審査を経て公表等されるものに限る。）	12C-01
*その他	12C-99
⑬大学院の課程におけるインターンシップ^o	
* 大学院の課程（建築に関するものに限る。）において、建築物の設計又は工事監理に係る実践的な能力を培うことを目的として建築士事務所等で行う実務実習（インターンシップ）及びインターンシップに関連して必要となる科目の単位を所定の単位数（30単位以上又は15単位以上）修得した場合に実務の経験とみなされる2年又は1年の実務	13C-01
⑭その他	
* 建築士事務所で行われる既存建築物の利活用検討・維持保全計画策定の業務（建築士事務所から外注された先での業務も含む。建築物に直接関係する業務に限る。）	99C-01
* 官公庁等（特殊法人、独立行政法人等を含む）における営繕業務（既存建築物の利活用検討・維持保全計画策定（99C-01）の業務を含む。）	99C-02
* 建築士法第21条に規定する建築工事契約に関する事務及び建築に関する法令又は条例の規定に基づく手続きの代理等の業務 ・ 建築基準法に規定する確認申請等の手続き（確認申請に用いる図面の作成については、1C-01で対象実務になる。） ・ 農地法に規定する農地転用許可申請等の手続き、都市計画法に規定する開発許可申請等の手続き	×
* 営業関連業務（建築に関するセールスエンジニア）	×
* 建築に関する知識を必要とする図書、雑誌の編集等	×
*その他	99C-99

(注) 対象となる実務経験には、単なる写図工若しくは労務者としての経験又は単なる庶務、会計その他これらに類する事務に関する経験を含まないものとする。

(別紙2)

今回の改訂における留意事項

1. (1C-08) について

- (1) 1C-08 は、従来は「施工段階における建築物の詳細図の作成」となっていました。これは、施工段階において設計図書を検討の結果作成される施工図の作成を想定していたものです。今般、こちらについて「設計段階及び施工段階における建築物の詳細図、施工計画図書等の作成」に改訂を行いました。これにより、従来の業務に加えて
- ・ 施工現場と協議を行い、建築物の設計図書と設計・施工の各種条件を把握した上で BIM を活用した施工計画図（仮設計画、山留計画、重機搬入計画）等の作成業務
- を建築士登録対象実務としてみなす事としますので、担当した業務が明確に判る様に記載をした実務経歴書を作成してください。

- (2) 例示コード表の改訂は令和4年3月15日ですが、業務始期が令和2年3月1日以降のものであれば建築士登録対象実務として申請可能です。ただし、業務始期が令和2年2月29日以前の前ものは対象外となりますのでご注意ください。

2. (5C-01) について

- (1) 内勤勤務者で建築一式工事の施工管理業務を建築士登録対象実務として申請する場合は、別紙3の「記載例」及び「ポイント」の内容を踏まえた記載の実務経歴書を作成してください。
- (2) 例示コード表の改訂は令和4年3月15日ですが、業務始期が令和2年3月1日以降のものであれば建築士登録対象実務として申請可能です。また、業務始期が令和2年2月29日以前のものであっても建築士登録対象実務として申請可能です。その場合においても、別紙3の「記載例」及び「ポイント」の内容を踏まえた記載の実務経歴書を作成してください。

内勤と現場において協業・分業する施工管理業務 に関する記載例 (ポイント付)

本社等で建築関係規定に留意しつつ施工現場と連携(緊密な連絡、現場確認等)し、施工状況を把握した上で行われる施工管理業務(例示として、施工計画・工程管理・施工管理業務、品質管理業務、安全衛生管理業務、環境管理業務、施工技術指導・協力業務、情報化施工技術活用(開発・推進)業務、発注・調達業務、原価管理業務等)については、記載例を参考とした上で、ご自身が実施された具体的な実務内容を記載してください。

なお、記載する実務内容には、以下の項目を必ず明記してください(記載のないものについては、上司等に確認する場合があります)。

- ・ 実際に関与された建築物について構造・階数・床面積等
- ・ 具体的な業務名(分かり易く)
- ・ 業務に際して参考とした設計図書・施工計画関連図書等
- ・ 施工現場との連携度合い(打合せ頻度、協議回数、協議を行うに際して利用したツール等)

ポイント

上記箇条書きの事項については、各項目にも記載していますが内勤で現場と協業・分業した施工管理業務を申請する場合には必ず明記いただく必要がありますのでご注意ください。

【内勤が協業・分業する施工計画・工程管理・施工管理業務】

建築士登録実務の対象としている内勤の施工計画・工程管理・施工管理業務は、現場配属者が決まるまでの内勤部署において具体的な建築物に係る受注時の見積・技術提案・仮設計画・工程表作成等を実施します。また、施工現場配属者が決まった後も現場及び周辺の調査、着工後の施工状況の確認、定期的社内検査立会等について、各施工現場担当者と協議しながら実施していく業務も対象としています。

＜実務経歴書記載例＞

例 1

事務所（鉄骨造 20 階建て、延べ面積 15,000 m²）、総合病院（鉄骨造 3 階建て、延べ面積 5,200 m²）等、計 5 施工現場について、以下の①～④を含む施工計画・工程管理業務を設計図書及び施工計画関連図書に基づき、各作業所と協業しながら実施した（各施工現場との協議を平均して 1～2 回実施）。

1. 【具体業務①】受注前における技術提案書・全体施工計画書・全体工程表の作成。
2. 【具体業務②】施工段階における地下工事から躯体工事を中心とした施工計画書の作成及び施工現場への技術的指導。
3. 【具体業務③】詳細施工計画や実工程の確認や施工上の留意点等を協議する施工計画検討会・デザインレビューへの参加。

例 2

商業ビル（鉄骨造＋鉄筋コンクリート造地上 20 階地下 3 階建て、延べ面積 15,000 m²）等計 5 施工現場について、以下の①～②を含む施工計画・工程管理業務を設計図書及び施工計画関連図書に基づき、各施工現場と協業しながら実施した。

1. 【具体業務①】設計図書を踏まえて作成された基本施工計画・全体工程計画に基づき、施工現場担当者と協業しながら実施施工計画・実工程計画を作成。
2. 【具体業務②】毎月 1 回程度の施工現場確認を実施。

例 3 <設備担当者の例＞

商業ビル（鉄骨造＋鉄筋コンクリート造 地上 20 階地下 3 階建て、延べ面積 15,000 m²）等計 5 施工現場について、以下の①～③を包括した設備関連の施工計画・工程管理業務を設計図書及び施工計画関連図書に基づき、各施工現場と協業しながら実施した。

1. 【具体業務①】設計図書を踏まえて作成された計計図書に基づく基本施工計画・工程計画に基づき、施工現場担当者と協業しながら実施施工計画・実工程計画を作成。

2. 【具体業務②】着工時、期中、竣工時に現場巡回を実施し計画内容の予定・実施の状況の確認及びフォローを実施。
3. 【具体業務③】内勤業務として担当施工現場におけるデータ整理及び他施工現場への情報提供を実施。

ポイント

記載例に関わらず、実際にご自分が担当された内容を可能な限り具体的に記載願います(【具体業務】は実際に担当された業務に応じて記載してください)。なお、以下の事項は必ず明記してください。

- ・関わった建築物(含:詳細)の明記
- ・施工計画・工程管理・施工管理業務の明記
- ・設計図書や施工計画関連図書等、業務に当たって参考とした図書類の明記
- ・施工現場において実際に状況を確認し、かつ施工現場との協議(含:WEB会議等)を実施していた事が判る記載(施工計画・工程管理・施工管理業務は実際に施工現場を確認しないと業務を実施できないので、協議のみの記載は不可)

【内勤が協業・分業する品質管理業務】

建築士登録実務の対象としている内勤の品質管理業務は、日常の品質管理業務は各施工現場が行う前提で、内勤の品質管理部署で行なわれる業務です。内勤の品質管理業務は、個別の建築物の設計図書や施工計画関連図書等の記載内容を把握した上で、着工前に設計図書等から確認できる品質レビューを実施します。また工事期間中においては、定期的品質パトロール及び第三者検査の実施（是正事項の指摘及び是正確認を含む）を行い、施工現場の品質管理業務をサポートします。施工現場の状況を直接確認せずに第三者が実施した品質管理業務の内容を報告書にまとめるだけ等の事務作業は建築士登録実務の対象外となります。

＜実務経歴書記載例＞

例 1

事務所（鉄骨造 20 階建て、延べ面積 15,000 m²）、総合病院（鉄骨造 3 階建て、延べ面積 5,200 m²）等、計 5 施工現場について、以下の①～③を含む品質管理業務を設計図書に基づき、各施工現場と協業しながら工事の進捗に合わせて行った（各施工現場への訪問頻度は工事期間中において週 1～2 回）。

1. 【具体業務①】現場の着手時・中間時・完成時において実施されるデザインレビュー・検討会への参画。
2. 【具体業務②】現地確認時における品質パトロールの実施（含：施工現場担当者に対する建築物固有の品質管理のポイントや手戻り・手直し防止のための指摘・指導）
3. 【具体業務③】施工現場が実施した品質検査及び管理書類を社内実施規則等に基づいて実施されている事を確認し、さらに建築物及び敷地の状況も把握した上で内勤時に確認し、必要に応じた指摘等の実施。

例 2

商業施設（鉄骨造 2 階建て、延べ面積 500 m²）、物流倉庫（鉄骨造 5 階建て、延べ面積 20,000 m²）等、計 5 施工現場について、以下の①～④を含む品質管理業務を設計図書に基づき各施工現場と協業しながら行った（現地検査等を平均 7 日/月の頻度で実施すると共に、適宜リモートによる打合せも実施）。

1. 【具体業務①】設計段階における基本設計及び実施設計段階での設計図の品質面でのレビュー・適切な仕様への変更提案
2. 【具体業務②】施工の各段階における工種別の品質管理計画・検査シートの作成
3. 【具体業務③】施工状況について施工現場を巡回確認して現地検査の上で、施工現場検査書類のチェックも実施。
4. 【具体業務④】担当する施工現場の品質計画書や記録の作成及び確認業務等を内勤で平均 15 日/月実施。

ポイント

記載例に関わらず、実際にご自分が担当された内容を可能な限り具体的に記載願います(【具体業務】は実際に担当された業務に応じて記載してください)。なお、以下の事項は必ず明記してください。

- ・関わった建築物(含:詳細)の明記
- ・品質管理業務の明記
- ・設計図書や施工計画関連図書等、業務に当たって参考とした図書類の明記
- ・施工現場において実際に状況を確認し、かつ施工現場との協議(含:WEB会議等)を実施していた事が判る記載(品質管理業務は実際に施工現場を確認しないと業務を実施できないので、協議のみの記載は不可)

【内勤が協業・分業する安全衛生管理業務】

建築士登録実務の対象としている内勤の安全衛生管理業務は、日常の安全衛生管理業務について各施工現場で行っている事を前提として行われる事を想定しています。具体的には担当全現場の安全衛生管理統括、労働災害保険の全員加入管理、労働災害発生時の対応、労働災害統計の作成、労災事故やヒヤリハットの報告・展開等の実施及び建築基準法第90条（工事現場の危害の防止）に規定している危害を防止するために必要な措置を講じる事を想定しています。また、個別の建築物施工現場における着工時に施工計画を踏まえた安全衛生に関する注意喚起を現地で行うと共に、定期的な現場安全パトロールを担当現場すべてで行い是正事項の指導や報告書の作成を施工現場と協業する業務も想定しています。

<実務経歴書記載例>

例1

事務所（鉄骨造 20 階建て、延べ面積 15,000 m²）、総合病院（鉄骨造 3 階建て、延べ面積 5,200 m²）等、計 5 施工現場について、以下の①～③を含む安全衛生管理業務を設計図書及び施工計画関連図書に基づき、各作業所と協業しながら行った（安全パトロールの実施を含めた各施工現場への訪問を平均週〇回実施）。

1. 【具体業務①】 施工計画工程を踏まえた節目の時期における、施工現場での安全パトロールの実施。
2. 【具体業務②】 安全パトロール実施結果を踏まえた是正事項の指示や、内勤時における報告書の作成。
3. 【具体業務③】 安全パトロール時において併せて確認し、指示が必要と判断した品質管理業務および工程管理業務への対応。

例2

商業ビル（鉄骨造＋鉄筋コンクリート造 地上 20 階地下 3 階、延べ面積 15,000 m²）等、計 5 施工現場について、以下の①～②を含む安全衛生管理業務を設計図書及び施工計画関連図書に基づき、各作業所と協業しながら行った（安全パトロールの実施を含めた各施工現場への訪問を平均月 2 回実施）。

1. 【具体業務①】 施工現場から提出された安全衛生管理計画書に対し、社内実施規則等と照合しながら当該プロジェクトの設計図書、施工計画を踏まえたチェックを行ない、併せて労基署に提出する安全関係の各種申請書類等の事前確認及び是正指示を実施。
2. 【具体業務②】 直接施工現場に赴き現場内安全パトロールを行い、是正事項を指示し、その後の是正完了の確認を行った。

ポイント

記載例に関わらず、実際にご自分が担当された内容を可能な限り具体的に記載願います(【具体業務】は実際に担当された業務に応じて記載してください)。なお、以下の事項は必ず明記してください。

- ・関わった建築物(含:詳細)の明記
- ・安全衛生管理業務の明記
- ・設計図書や施工計画関連図書等、業務に当たって参考とした図書類の明記
- ・施工現場において実際に状況を確認し、かつ施工現場との協議(含:WEB会議等)を実施していた事が判る記載(安全衛生管理業務は実際に施工現場を確認しないと業務を実施できないので、協議のみの記載は不可)

【内勤が協業・分業する環境管理業務】

建築士登録実務の対象としている環境管理業務は、施工現場においてアスベスト含有建材や有害物質の撤去（解体工事）に伴う工事管理、着工時の環境管理計画書策定、建設廃棄物処理の管理、現場衛生管理等職場環境管理、ゼロエミッション、ゼロカーボン等の運動促進等を行う事を想定しています。

内勤における環境管理業務は、施工現場が実施する工程表等に基づく解体工事におけるアスベスト含有建材や有害物質の事前調査や撤去工事を指導監督者の立場として確認を行う事を想定しています。また、施工現場の環境管理状況把握や快適職場評価を行うと共に、地球温暖化防止に向けた環境関係報告集計等、全社的なゼロカーボン運動等推進等も想定しています。

＜実務経歴書記載例＞

事務所（鉄骨造 20 階建て、延べ面積 15,000 m²）、総合病院（鉄骨造 3 階建て、延べ面積 5,200 m²）等、計〇の解体工事施工現場について、以下の①～③を含む環境管理業務を設計図書及び施工計画関連図書に基づき、各作業所と協業しながら行った（解体工事中の各施工現場への協議を平均週〇回実施）。

1. 【具体業務①】アスベスト含有建材除去対象案件の事前調査として設計図書から含有建材有無を確認した上で、外部発注によるサンプリング試験等を実施。
2. 【具体業務②】調査結果に基づいた対応策を施工現場に指示。併せて施工現場が作成したアスベスト除去工事計画書について社内取扱規則等と照合しながら関係官庁提出前に社内審査を実施し、必要に応じて変更を指示。
3. 【具体業務③】解体撤去工事期間中には関係官庁による現場確認に立会った（計〇回／年）。また、有害物質である PCB（トランス、照明器具他）の撤去方法や作業手順において施工現場と連携して対応。

ポイント

記載例に関わらず、実際にご自分が担当された内容を可能な限り具体的に記載願います（【具体業務】は実際に担当された業務に応じて記載してください）。なお、以下の事項は必ず明記してください。

- ・関わった建築物（含：詳細）の明記
- ・環境管理業務の明記
- ・設計図書や施工計画関連図書等、業務に当たって参考とした図書類の明記
- ・施工現場との協議（含：WEB 会議等）を実施していた事が判る記載

【内勤が協業・分業する施工技術指導・協力業務】

建築士登録実務の対象としている施工技術指導・協力業務は、内勤の技術研究部門が施工現場からの要請に基づき具体的な施工現場において行う不具合発生時の原因調査・対応策の提案、施工環境改善提案を想定しています。査読付論文の作成を伴う研究・開発業務（例示コード 12C-01）は対象外となります。

＜実務経歴書記載例＞

例 1

（1年、施工現場が建築物に係る地下掘削工事中の山留変位に伴う周辺影響について依頼し、それを受けて実施する業務）

駅に隣接するE商業施設（鉄筋コンクリート造地上5階地下3階建て、延べ面積20,000㎡、掘削深さ20m）等、計3施工現場について、以下の①～③を含む施工技術指導・協力業務を設計図書及び施工計画図書に基づき、各施工現場と協業しながら実施した（各施工現場との打合せは平均2回/月実施し、必要に応じて施工現場も訪問）。

1. 【検討課題】建築物の基礎に係る地下掘削工事中の山留壁の変位に伴う鉄道構造物への影響検討の確認。
2. 【具体業務①】現場の状況や設計図書等に基づいて適切な解析モデルを作成し、有限要素法を用いたシミュレーションを実施。
3. 【具体業務②】シミュレーションの結果、鉄道構造物の変位が鉄道事業者から示された管理値以内に収まらなかったため、山留壁の仕様変更を提案。
4. 【具体業務③】併せて、鉄道構造物の変位をモニタリングする計画も立案・実施し、施工時の鉄道運行の安全確保を実施（結果として工事中断などのトラブル防止に寄与）。

例 2

（1年、設計者及び施工現場が音楽ホールの音響性能の確保について技術的助言を依頼し、それを受けて実施する業務）

大規模複合施設（鉄骨造地上5階地下3階建て、延べ面積100,000㎡）内の客席数500席の音楽ホール等、計2施工現場について、音響性能を確保するための技術的助言を設計者及び施工現場から依頼された。この為、以下の①～③を含む施工技術指導・協力業務を設計図書及び施工計画図書に基づき、設計者及び各施工現場と協業しながら実施した（各施工現場との打合せは平均2回/月実施し、必要に応じて施工現場も訪問）。

1. 【具体業務①】設計図書等に基づいて適切な解析モデルを作成。
2. 【具体業務②】解析モデルによる音響シミュレーションを実施し、残響時

間目標値などを満足する仕様を提案。併せて、音楽ホールに隣接する居室との遮音区画に関して浮き遮音構造や防音貫通処理などについて設計者と協議の上、要求される遮音性能を確保するための提案も実施。

3. 【具体業務③】 施工段階では施工現場からの依頼を受けて、現地にて遮音区画の設備貫通部の処理方法や防音建具と遮音壁の納まりなどについて協力業者と協議し、不具合の是正指示等を実施。竣工時には建築音響測定を実施して、所定の性能が確保されていることを確認。

ポイント

記載例に関わらず、実際にご自分が担当された内容を可能な限り具体的に記載願います（【具体業務】は実際に担当された業務に応じて記載してください）。なお、以下の事項は必ず明記してください。

- ・関わった建築物（含：詳細）の明記
- ・施工技術指導・協力業務の明記
- ・設計図書や施工計画関連図書等、業務に当たって参考とした図書類の明記
- ・施工現場との協議（含：WEB 会議等）を実施していた事が判る記載

【内勤が協業・分業する情報化施工技術活用（開発・推進）業務（**具体の建築物に係るものに限る**）】

建築士登録実務の対象としている情報化施工技術活用（開発・推進）業務は、申請者及び申請者の所属部署が有している施工管理の経験や知識を使って情報化施工技術を開発することと、**具体の建築物**において各種の情報化施工技術を活用して効率的な施工管理を推進することを想定しています。

＜実務経歴書記載例＞

例 1

情報化施工技術開発業務として弊社が実施している鉄道工事の施工管理の経験を踏まえ、B 鉄道会社の安全ルールに則した近接工事安全施工管理システム（※主な内容を記載）を検討し、ICT ベンダーと実用化した。そして S 駅ビル新築工事（鉄骨造 25 階建て、延べ面積 50,000 m²）及び A 駅ビル改修工事（鉄骨造 3 階建て、延べ面積 20,000 m²）について以下の①～②を含む（各施工現場との打合せは平均 2 回/月実施し、必要に応じて施工現場も訪問）。

1. 【具体業務①】設計図書等に基づいた近接工事安全施工管理システムの設置個所などの提案を実施し、利用方法の現地指導及び工事期間中のフォローアップ等を実施。
2. 【具体業務②】2 物件で得られた知見（施工現場からの報告を含む）を活かし、近接工事安全施工管理システムの改良を ICT ベンダーと協議中。（2023 年〇月改訂版リリース予定）

例 2

情報化施工技術開発業務として施工現場のコンクリート工事において、従来は紙ベースで品質管理を行っていたが、ICT を活用して必要な情報を電子化し、一元管理できるコンクリート品質管理システム（当社名称：▲▲）の開発を行った。これにより品質向上と業務効率化が可能となった。開発に際しては、事務所（鉄骨造 10 階建て、延べ面積 15,000 m²）、総合病院（鉄骨造 3 階建て、延べ面積 5,200 m²）等計 5 箇所の施工現場について、以下の①～②を含む情報化施工技術推進業務を設計図書等に基づき、各施工現場と協業しながら実施した（各施工現場との打合せは平均 4 回/月、施工現場への訪問は平均 2 回/月実施）。

1. 【具体業務①】施工計画関連図書を確認した上で施工現場での実態調査を行い、問題点を分析した上で対応策を検討し、新技術の開発を実施。
2. 【具体業務②】▲▲について 5 箇所の現場で試行し、施工管理担当者向けアンケート調査および測定により効果を検証した。開発後は施工管理担当者用の社内利用マニュアルを作成した。

ポイント

記載例に関わらず、実際にご自分が担当された内容を可能な限り具体的に記載願います(【具体業務】は実際に担当された業務に応じて記載してください)。なお、以下の事項は必ず明記してください。

- ・関わった建築物(含: 詳細)の明記
- ・情報化施工技術活用(開発・推進)業務の明記
- ・設計図書や施工計画関連図書等、業務に当たって参考とした図書類の明記
- ・施工現場との協議(含: WEB 会議等)を実施していた事が判る記載

【内勤が協業・分業する発注・調達業務】

建築士登録実務の対象としている発注・調達業務とは、個別具体の各施工現場において建築物の設計図書や工程表等の施工計画を確認しながら各施工現場と密接に協議を重ねて、適切な時期に資材仕入先に対しては価格折衝を含めての発注、専門工事業者に対しては業者選択（材工を伴う専門工事業者に対しては資機材等の価格折衝を含む）まで実施する業務です。

この為、内勤ではありますが個別具体の各施工現場について幅広く工事状況を管理する事が求められます。建築士登録実務に該当するのはあくまでも各施工現場と連携しながら、建築物及び敷地の状況を配慮し、発注・調達を実施する業務です。なお、資材の調達交渉等など、現場管理の経験を必要としない事務作業は建築士登録実務の対象外となります。

＜実務経歴書記載例＞

例 1

商業施設（鉄骨造 2 階建て、延べ面積 500 m²）、物流倉庫（鉄骨造 5 階建て、延べ面積 20,000 m²）等、計 5 施工現場について、以下の①～④を含む発注・調達業務を設計図書及び工程表等の施工管理図書に基づき、各施工現場と協業しながら工事の進捗に合わせて行った（打合せ頻度は物件当たり〇回/週程度）。

1. 【具体業務①】設計段階における建築資材及び労務の必要時期での調達可否の調査。
2. 【具体業務②】材料・工法・VE の検討・設計変更提案。
3. 【具体業務③】設計図書及び建築基準法令・告示等と照合した上での、海外調達の採用可否検討。
4. 【具体業務④】施工段階における建築資材及び労務全般の発注数量精査、生産体制、施工方法も含め必要時期の納入確認 等。

例 2

事務所（鉄骨造 20 階建て、延べ面積 15,000 m²）、総合病院（鉄骨造 3 階建て、延べ面積 5,200 m²）等、計 5 施工現場について、設計図書や全体工程表等の施工計画関連図書に基づき資機材の調達業務に従事した。各施工現場との打合せは該当の工事実施期間中は工程の節目毎に実施。

1. 【共通】主として防水工事、木工事、内装工事、鋼製・木製建具工事の調達業務を担当。
2. 【具体業務①】個々の現場施工に適した生産能力の専門業者を複数社選定。
3. 【具体業務②】現場の施工条件・工程・現場のルール等を専門業者に説明し見積を徴収、見積が設計図書及び提示した条件に則した内容か工程表通りに資機材の手配・施工する労務は確保できているか等を確認し

た上で比較。

4. 【具体業務③】各施工現場との最終確認のもと業者選定及び価格交渉を実施。
5. 【具体業務④】該当の工事実施期間中は工程確認を行い必要に応じて資機材・労務の手配支援を実施。

ポイント

記載例に関わらず、実際にご自分が担当された内容を可能な限り具体的に記載願います(【具体業務】は実際に担当された業務に応じて記載してください)。なお、以下の事項は必ず明記してください。

- ・関わった建築物(含:詳細)の明記
- ・発注・調達業務の明記
- ・設計図書や施工計画関連図書等、業務に当たって参考とした図書類の明記
- ・施工現場との協議(含:WEB会議等)を実施していた事が判る記載

【内勤が協業・分業する原価管理業務】

建築士登録実務の対象としている内勤の原価管理業務は、各施工現場が行っている日常の発注・調達・契約・出来高管理について、適正に管理が出来ているか内勤の担当者が確認する事が基本業務となっています。その上で内勤の原価管理業務は、定期的な現場視察を行って工程を把握している前提のもと、さらに日常のオンラインによる情報共有で施工現場の予算執行状況等を確認しつつ、施工現場と協業して全体若しくは工期毎の予算案策定に携わったり、VE 提案等の設計図書の内容に関わる提案業務まで行う事を想定しています。工程を把握しない単なる予算管理等の事務作業は建築士登録実務の対象外となります。

<実務経歴書記載例>

例 1

事務所（鉄骨造 20 階建て、延べ面積 15,000 m²）、総合病院（鉄骨造 3 階建て、延べ面積 5,200 m²）等、計〇施工現場について、以下の①～④を含む原価管理業務を設計図書及び施工管理図書に基づき、各施工現場と協業しながら工事の進捗に合わせて行った（打合せ頻度は物件当たり〇回/月程度で、かつ〇回/週程度の施工現場巡回も実施）。

1. 【具体業務①】着工前の時期において実行予算管理計画書を策定。
2. 【具体業務②】設計図書の内容、工事計画を踏まえた工事計画現場実行予算書の審査・承認
3. 【具体業務③】毎月の実行予算管理報告を確認し工事状況（工期進捗・支払い・取下げ等）を把握の上で、最終原価の予測管理を実施。
4. 【具体業務④】巡回時において実際の予算消化状況を把握すると共に、現場で発生するトラブル（近隣対応、調達遅延、工期遅延、品質・安全等）にも内勤関連部門と連携して対応を実施。

ポイント

記載例に関わらず、実際にご自分が担当された内容を可能な限り具体的に記載願います（【具体業務】は実際に担当された業務に応じて記載してください）。なお、以下の事項は必ず明記してください。

- ・関わった建築物（含：詳細）の明記
- ・原価管理業務の明記
- ・設計図書や施工計画関連図書等、業務に当たって参考とした図書類の明記
- ・施工現場との協議（含：WEB 会議等）を実施していた事が判る記載